三　監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと。
四　監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によつて行われた見積りの評価も含め全体として財務諸表等の表示を検討していること。
五　監査手続の選択及び適用は監査を実施した公認会計士又は監査法人の判断によること。
六　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。
七　継続企業の前提に関する経営者の評価について検討すること。
八　監査役等と適切な連携を図ること。
九　監査上の主要な検討事項を決定して監査報告書に記載すること（第二十一項に規定する意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書に記載する場合を除く。）。
9　第一項第一号ニ及び前項第九号に掲げる事項は、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合には、記載しないことができる。
一　監査証明を受けようとする者が第三条第四項各号に掲げる者であつて、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により届出書又は法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により訂正届出書を提出する場合
二　監査証明を受けようとする者が第三条第四項各号に掲げる者であつて、法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書又は法第二十四条の二第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定により訂正報告書を提出する場合
10　第一項第一号ニに掲げる事項は、連結財務諸表の監査報告書において同一の内容が記載される場合には、財務諸表又は財務書類の監査報告書においてその旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

［略］　［略］　［略］　［略］　［略］　［略］　［略］　［略］　［略］　［略］　［略］

公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続又は四半期レビュー手続が実施されなかつたこと等により、第一項第一号イ(2)に定める意見を表明するための基礎を得られなかつた場合又は同項第三号ニに定める結論の表明ができない場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号イ(2)若しくは第二号ニの意見又は同項第三号ニの結論の表明をしない旨及びその理由を監査報告書若しくは中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に記載しなければならない。

［項を加える。］

［同上］　［同上］　［同上］　［同上］　［同上］　［同上］　［同上］　［同上］　［同上］

公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続又は四半期レビュー手続が実施されなかつたこと等により、第一項第一号ニに定める意見を表明するための基礎を得られなかつた場合又は同項第三号ニに定める結論の表明ができない場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号ニ若しくは第二号ニの意見又は同項第三号ニの結論の表明をしない旨及びその理由を監査報告書若しくは中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に記載しなければならない。